

登米市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人その他の団体又は個人をいう。
- (2) 命名権 事業者が市の施設又はイベント（以下「施設等」という。）の愛称を決定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 市と事業者との契約により、事業者に命名権を付与し、命名権を付与された事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から、当該命名権の対価（以下「命名権料」という。）を得て、施設等の運営や維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(ネーミングライツ事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

2 市は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。

3 市は、条例等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく市の条例等に規定する施設等の名称を使用するものとする。

(ネーミングライツ事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設等特定公募型 市が選定した施設等について事業者から愛称を募集するもので、実施に当たっては、最低命名権料を定めることができるものとする。
- (2) 提案募集型 前号以外の施設等について事業者から愛称の提案を募集するもの

(ネーミングライツ事業の対象施設等)

第5条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、スポーツ施設、文化施設、公園その他の市が所有する公共施設若しくはその一部又は市が実施するイベントとする。ただし、市がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設等は対象外とする。

2 施設等特定公募型における対象施設等の選定は、市長が行うものとする。ただし、選定しようとする施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行う施設をいう。以下同じ。）の場合は、当該施設等の指定管理者と協議の上、行うものとする。

(最低命名権料の算定基準)

第6条 市は、施設等特定公募型において最低命名権料を算定する場合は、他の自治体を実施する類似施設等の事例、施設等の利用者数及びメディアへの露出状況等を勘案し、施設等ごとに決定するものとする。

(命名権の付与期間)

第7条 命名権を付与する期間は、3年以上5年以内とする。ただし、市長は、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、命名権を付与する期間を別に定めることができる。

2 命名権を付与する期間の始期及び終期は、原則として月の初日を始期とし、3月末日を終期とする。この場合において、愛称の導入に要する期間は、命名権を付与する期間に含めるものとする。

(募集)

第8条 ネーミングライツ事業の実施に当たっては、募集要項を作成し、市ホームページ、広報紙等への掲載により広く募集するものとする。

(事前相談)

第9条 提案募集型に応募しようとする者は、登米市ネーミングライツ事業事前相談書(様式第1号)を市長に提出し、愛称を提案する施設等への愛称の導入の可否等についてあらかじめ確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により愛称の導入の可否等について決定したときは、登米市ネーミングライツ事業事前相談に対する回答書(様式第2号)により事前相談者に通知するものとする。

(応募方法)

第10条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者は、登米市ネーミングライツ事業実施申込書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 応募者の事業概要等を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 登記事項証明書(法人に限る。)
- (4) 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等の財務諸表)
- (5) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(応募資格)

第11条 ネーミングライツ事業に応募しようとする者は、ネーミングライツパートナーとしてのふさわしい資力及び信用を備え、次の各号のいずれにも該当しない業種又は事業者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)

で、風俗営業と規定される業種

- (2) 前号の業種に類似する業種
 - (3) 消費者金融業
 - (4) たばこ・ギャンブルに係る業種
 - (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種
 - (6) 占い、運勢判断に関する業種又は事業者
 - (7) 興信所、探偵事務所その他私的な秘密事項の調査を行う業種又は事業者
 - (8) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
 - (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
 - (10) 登米市暴力団排除条例（平成25年登米市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びに暴力団若しくは暴力団員等の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
 - (11) 登米市指名停止基準（平成20年登米市告示第69号）による指名停止を受けている事業者
 - (12) 国税又は地方税を滞納している事業者
 - (13) 各種法令に違反している事業者
 - (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - (15) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体及びこれに類する団体
 - (16) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
 - (17) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者が役員を務める団体
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種又は事業者
- （応募受付の告知）

第12条 市は、提案募集型に応募があった場合は、募集要項で定める期間、市ホームページへの掲載によりその旨を告知するものとする。

2 前項により告知された施設等の応募をしようとする者は、その告知期限までに前条に規定する書類を提出しなければならない。この場合において、第9条に規定する手続を要しないものとする。

（提案募集型から施設等特定公募型への移行）

第13条 提案募集型において、募集開始から告知期限までに複数の事業者から事前相

談があり、かつ、当該相談が位置を同じくする施設につき、施設の全部を対象とするものと一部を対象とするものが混在する場合は、当該募集に係る手続の途中から当該相談を受けた施設の全部又は一部を対象とする施設等特定公募型へ移行するものとする。

- 2 前項の規定により、施設等特定公募型へ移行する場合にあつては、市長は、登米市ネーミングライツ事業の種類変更通知書（様式第4号）により事前相談者又は応募者に通知するとともに、その内容を市ホームページへの掲載により周知するものとする。

（愛称の表記の範囲）

第14条 施設等の愛称は、施設等の一般的な名称として使用するものであり、事業者名、商品名等を冠し、施設等の利用形態が想起できるものとして、親しみやすさ及び呼びやすさの観点から、市民の理解が得られるものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、施設等の愛称として使用することができない。

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- イ 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- ウ 政治又は宗教に関するもの
- エ 人権侵害、差別及び名誉棄損のおそれがあるもの
- オ 他を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
- カ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
- キ その他社会的に不適切と認められるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 誇大な表現
- イ 根拠のない表示又は誤認を招くような表現
- ウ 射幸心を著しくあおる表現
- エ 虚偽の内容を表示するもの
- オ 責任の所在が明確でないもの
- カ あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- ア 暴力、犯罪等を助長するおそれのあるもの
- イ 残酷又はわいせつな印象を与えるもの
- ウ たばこ・ギャンブルを肯定するもの
- エ その他青少年の育成に有害であると認められるもの

(審査委員会)

第15条 市長は、命名する愛称及び命名権料その他の審査を行い、命名権の付与に係る優先交渉権者を選定するため、登米市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の委員長は総務部長の職にある者を、副委員長には市長公室長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) まちづくり推進部まちづくり推進課長
 - (2) 市民生活部市民生活課長
 - (3) 産業経済部産業総務課長
 - (4) 建設部建設総務課長
 - (5) 教育部教育総務課長
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(会議等)

第16条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査すべき内容について、持ち回り又は書面により審査することができる。

(優先交渉権者の選定方法)

第17条 委員会は、優先交渉権者の選定にあつては、次の各号に掲げる項目について別に定める選定基準に基づき審査するものとする。応募者が1者の場合も同様とする。

- (1) 愛称案
- (2) 応募の動機
- (3) 命名権の付与期間
- (4) 命名権料
- (5) 応募者の適格性
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(優先交渉権者の選定及び通知)

第18条 市長は、前条の審査結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、

登米市ネーミングライツ審査結果通知書（様式第5号）により応募者に通知するものとする。この場合において、次点交渉権者として適切な者がいない場合は、選定しないことができるものとする。

- 2 市長は、審査結果を市ホームページへの掲載により公表するとともに、優先交渉権者と契約内容について協議するものとする。

（契約の締結等）

第19条 市長は、契約内容について合意した優先交渉権者とネーミングライツ事業に係る契約を締結するとともに、当該契約内容を市ホームページ、広報紙等への掲載により広く市民に公表するものとする。

- 2 事故その他やむを得ない事情により優先交渉権者と契約の締結が困難となった場合は、次点交渉権者を優先交渉権者へ繰り上げるものとする。

（ネーミングライツパートナーの責務）

第20条 ネーミングライツパートナーは、愛称に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 第三者から、愛称に関して苦情の申出、損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 ネーミングライツパートナーは、愛称に関する権利を第三者に譲渡することができない。

（命名権料の納入等）

第21条 ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る契約を締結した日から1月以内に登米市財務規則（平成17年登米市規則第33号）に定める納入通知書により、当該年度分の命名権料を一括で納入しなければならない。

- 2 ネーミングライツ事業に係る契約を年度途中で締結した場合は、月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 3 翌年度以降の命名権料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに一括で納入しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額、納入時期等を別に定めることができる。

（費用負担区分）

第22条 市長は、愛称の使用に当たっては、市におけるパンフレット、封筒等の印刷物作成に係る費用を負担するものとし、施設等の標示変更に要する費用及び維持修繕に要する費用その他の費用については、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長とネーミングライツパートナーの協議により、費用負担区分を変更することができるものとする。

3 命名権の付与期間満了及び契約解除に伴う原状回復に要する費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

(指定管理者との協議)

第23条 市長は、指定管理者制度導入施設への愛称の使用に当たっては、指定管理者及びネーミングライツパートナーと必要な事項について協議するものとする。

(屋外広告物条例の遵守)

第24条 市長及びネーミングライツパートナーは、施設への愛称の表記に当たっては、屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）の規定を遵守しなければならない。

(愛称の変更)

第25条 命名権の付与期間内における愛称の変更は、禁止とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(契約の解除)

第26条 ネーミングライツパートナーは、自己の都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、登米市ネーミングライツパートナー契約解除申出書（様式第6号）を契約の解除を希望する日の3月前までに市長に提出しなければならない。

(命名権の取消し)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツパートナーが、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、登米市ネーミングライツ事業命名権付与取消決定通知書（様式第7号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

(命名権料の返還)

第28条 市長は、前条の規定により命名権の付与を取り消したときは、第21条の規定により既に納入された命名権料は返還しないものとする。ただし、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により命名権の付与を取り消したときは、既に納入された命名権料を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとする。

2 前項ただし書により返還する命名権料は、当該年度に納入された命名権料から命

名権の付与を取り消すまでの期間（1月に満たないときは1月とする。）分の命名権料を差し引いて返還するものとする。

3 市は、命名権の付与を取り消したことによって生じた損害について、その責めを負わないものとする。

4 第2項の規定により返還する命名権料には、利子を付さない。

5 この条の規定により命名権料の返還を受けようとする者は、登米市ネーミングライツ事業命名権料還付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（次回の契約）

第29条 ネーミングライツパートナーは、次回の契約に際して優先的に交渉することができるものとする。

2 前項の協議が整わないことにより、新たに愛称を募集することとなった場合は、施設等特定公募型により実施するものとする。

（委任）

第30条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

様式第1号 (第9条関係)

登米市ネーミングライツ事業事前相談書

年 月 日

(あて先) 登米市長

所在地
名称
代表者名

登米市ネーミングライツ事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。
記

| | | |
|-------------------------------------|--------|--|
| 施設等名 | | |
| 施設等の選定理由、応募趣旨など | | |
| 相談内容 (提案する施設等への導入可否、看板等に関する相談など) | | |
| 連絡先 | 担当者氏名 | |
| | 所属部署 | |
| | 電話・FAX | |
| | E-mail | |

※提案する施設等への導入可否について、施設等所管課と協議後に担当者へ回答いたします。
その後に申込書等の必要書類の提出をお願いいたします。

様式第2号（第9条関係）

登米市ネーミングライツ事業事前相談に対する回答書

第 号
年 月 日

様

登米市長

年 月 日付けで提出のあった登米市ネーミングライツ事業事前相談書に対する回答については、下記のとおりです。

記

| 施設等名 | |
|---------------|--|
| 提案する施設等への導入可否 | <input type="checkbox"/> 導入を可とする。 <input type="checkbox"/> 導入を否とする。 (理由) |
| その他の相談に対する回答 | |

様式第3号（第10条関係）

登米市ネーミングライツ事業実施申込書

年 月 日

（あて先）登米市長

所在地
名称
代表者名

登米市ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申し込み
ます。

記

| | | | | | | | | | |
|-----------------|------------|--|--|--|--------------|--|--|--|---|
| 施設等名 | | | | | | | | | |
| 愛称案 | | | | | | | | | |
| 愛称の命名理由 | | | | | | | | | |
| 応募の動機 | | | | | | | | | |
| 命名権料 (年額・税別) | | | | | | | | | 円 |
| 付与期間 | 年 月 1 日 から | | | | 年 3 月 31 日まで | | | | |

（添付書類）

- 1 応募者の事業概要等を記載した書類
- 2 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- 3 登記事項証明書（法人に限る。）
- 4 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）
- 5 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- 6 その他市長が必要と認めるもの

様式第4号（第13条関係）

登米市ネーミングライツ事業の種類変更通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

年 月 日付けで提出された への登米市ネーミングライツ事業事前相談（実施申込）については、複数の事業者から事前相談があり、かつ、当該相談が位置を同じくする施設につき、施設の全部を対象とするものと一部を対象とするものが混在するため、提案募集型に係る手続の途中から当該相談を受けた施設の全部又は一部を対象とする施設等特定公募型へ移行することとしましたので、登米市ネーミングライツ事業実施要綱第13条第2項の規定により通知します。

今後、当該施設を施設等特定公募型として選定した場合は、改めて募集要項を作成し、市ホームページ、広報紙等への掲載により広く募集することとします。

様式第5号（第18条関係）

登米市ネーミングライツ審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

登米市ネーミングライツの審査結果は下記のとおりとなりましたので、登米市ネーミングライツ事業実施要綱第18条第1項の規定により通知します。

記

| | |
|--------|--|
| 優先交渉権者 | |
| 次点交渉権者 | |

※優先交渉権者については、今後、契約に向けた手続を開始するので追って連絡いたします。

様式第6号（第26条関係）

登米市ネーミングライツパートナー契約解除申出書

年 月 日

（あて先）登米市長

所在地
名称
代表者名

登米市ネーミングライツ事業実施要綱第26条第2項の規定に基づき、次のとおりネーミングライツパートナーの契約解除を申し出ます。

記

| | | | | | | | | | |
|-----------------|----------|--|--|---------|--|--|--|--|---|
| 施設等名 | | | | | | | | | |
| 愛称 | | | | | | | | | |
| 付与期間 | 年 月 日 から | | | 年 月 日まで | | | | | |
| 命名権料 (年額・税別) | | | | | | | | | 円 |
| 契約解除の理由 | | | | | | | | | |
| 契約解除希望日 | 年 月 日 | | | | | | | | |

様式第7号（第27条関係）

登米市ネーミングライツ事業命名権付与取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

登米市長

命名権の付与について、下記のとおり取消しを決定しましたので、登米市ネーミングライツ事業実施要綱第27条第2項の規定により通知します。

記

| | |
|-----------|-------|
| 施 設 等 名 | |
| 取 消 年 月 日 | 年 月 日 |
| 取 消 理 由 | |

様式第8号（第28条関係）

登米市ネーミングライツ事業命名権料還付請求書

年 月 日

（あて先）登米市長

所在地
名称
代表者名

登米市ネーミングライツ事業実施要綱第28条第5項の規定により命名権料を還付願います。

記

1 施設等名

2 付与期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 取消年月日 年 月 日

4 還付請求額 円

5 振込先

| | | | | | | | | |
|-------|-------|------|----|--|--|--|--|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | 支店 | | | | | |
| 口座の種類 | 普通・当座 | 口座番号 | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | |
| 口座名義 | | | | | | | | |